

平成 22 年 12 月 14 日
関東東北産業保安監督部東北支部

飯豊鉱山に対する鉱山保安法第 47 条第 1 項の規定に基づく 報告の徴収について

平成 22 年 12 月 14 日、関東東北産業保安監督部東北支部は、飯豊鉱山の鉱業権者である JFE ミネラル株式会社に対し、廃水による鉱害を防止するため選鉱場廃水における排水基準値超過の原因と対策及び類似施設への水平展開に関する事項について、鉱山保安法第 47 条第 1 項の規定に基づき報告を求めました。

1. 平成 22 年 12 月 7 日、当支部が実施した鉱害等検査（坑廃水）において、手ノ子選鉱場からの廃水の水素イオン濃度を測定したところ、5.25 と排水基準値 5.8 以上 8.6 以下に適合していないことが判明しました。
2. このため当支部では、飯豊鉱山の鉱業権者である JFE ミネラル株式会社に対し、鉱山保安法第 47 条第 1 項の規定に基づき、排水基準値超過の原因の究明と対策及び類似施設への水平展開に関する事項について報告を求めました。

（本発表資料のお問い合わせ先）

関東東北産業保安監督部東北支部鉱害防止課

担当者：奈良英明、佐藤雅文

電 話：022-221-4965（直通）